

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 5 年 10 月 6 日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長 大塚 剛啓

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等部活動等応援事業に伴う体育用具等購入別紙仕様書のとおり

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

令和 6 年 3 月 29 日（金曜日）

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒674-0074 明石市魚住町清水 630 番地の 1

兵庫県立明石清水高等学校 事務室 担当 岩本

電話(078)947-1182 FAX(078)947-1183

イ 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 5 年 10 月 6 日（金曜日）から同月 16 日（月曜日）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和 5 年 10 月 31 日（火曜日）午後 2 時 00 分

兵庫県立明石清水高等学校（明石市魚住町清水 630 番地の 1）

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和 5 年 10 月 30 日（月曜日）午後 4 時までに上記アの場所に必着のこと。

#### 4 同等品協議及び仕様書等に関する質問

(1) この一般競争入札に参加を希望する者で、別途仕様書 1 で示した例示品以外の製品（同等品）の納入を希望する場合は、別紙「同等品承諾願」を作成し、次により必ず同等品協議を行い、同等品の承諾を得たうえで応札すること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和 5 年 10 月 6 日（金曜日）から同月 16 日（月曜日）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

イ 受付場所

〒674-0074 明石市魚住町清水 630 番地の 1

兵庫県立明石清水高等学校 事務室 担当 岩本

電話(078)947-1182 FAX(078)947-1183

ウ 提出書類

(ア) 同等品協議

1. 同等品承認願
2. 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法 持参又は FAX により提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

- (ア) 同等品協議 令和5年10月26日(木曜日)午後4時までに、入札者に通知する。
- (イ) 質問 令和5年10月23日(月曜日)午後4時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

### (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付・提供されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年11月7日(火曜日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が 200 万円を超える場合において、落札者となったときは、自らが暴力団等でないこと及び労働条件等についての誓約書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお落札者の決定については、総額で決定する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。